

令和5年度 第2回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和5年9月19日（火）14時00分～15時44分

場所：埼玉会館ラウンジ

出席委員：佐藤委員、遅塚委員、岩崎委員、下重委員、羽生田委員、田島委員、
川津委員、大井田委員、石橋委員、山中委員、東海林委員、小材委員、
荒井委員、金井委員、松本委員、田中委員、植村委員、栗原委員 18名

欠席委員：万谷委員、菊池委員

< 1. 開会 >

（事務局）

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから「令和5年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会」を開催いたします。私は、障害者福祉推進課副課長の石井と申します。

本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

さて、本日の会議には、委員総数20名のうち、18名の方に御出席いただいておりますので、協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立いたしておりますことを、御報告いたします。

また、当協議会は原則として公開といたしております、本日は2名の方が傍聴をしていらっしゃいます。

< 2. 課長挨拶 >

（事務局）

それでは、会議に移らせていただきます。はじめに、障害者福祉推進課長の茂木からごあいさつを申し上げます

（障害者福祉推進課長 茂木）

埼玉県障害者施策推進協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方には、お忙しいところ御出席いただき、心から感謝申し上げます。また、本県の障害者施策の推進にあたり、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり、今年度は第7期埼玉県障害者支援計画の策定年度に当たり、すでに第1回障害者施策推進協議会、第1回ワーキングチーム、障害福祉計画等の市町村説明会、さらに7月下旬には障害者団体20団体からのヒアリングも実施し、着実に進めているところでございます。皆様の御協力にあらためて感謝を申し上げます。

本日は、これまでの会議などで頂いた多くの御意見をもとに、第7期障害者支援計画に盛り込む施策などについて御協議をいただきたいと思います。県としては皆様の御検討結果を無駄にしないよう、可能な限り計画に生かしていけるよう努力してまいりたいと存じます。

今後は、本日の御意見、国から示された障害福祉計画等の基本指針、さらには制度改正に伴う必要な措置などについて情報収集、検証を重ねながら、計画策定を進めてまいりま

す。引き続き皆様には、御支援、御協力を賜るようお願い申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

本日出席の事務局職員については、配布資料でご確認ください。
議事に入る前に、本日お配りした資料を確認させていただきます。

～配布資料確認～

(事務局)

では議事に入ります。本協議会規則第6条第1項により、議長を佐藤会長をお願いいたします。

< 3. 議事 >

(佐藤会長)

皆さん、こんにちは。まだまだ残暑が厳しく、来るだけでもお疲れになられたところだと思います。本日は終了時間が16時となっております。皆様方にご協力いただき、円滑に進めさせていただければと思っております。

これから議事に入りますが、細かな部分の確認や協議につきましては、後のワーキングA、B、Cで議論いただくこととし、進めさせていただければと思っております。

まず、協議会規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。本日、羽生田委員と田島委員、ご出席いただいておりますので、署名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

～羽生田委員、田島委員了承～

それでは、さっそく議事に入ります。

2. 議事の「(1) 第7期埼玉県障害者支援計画の策定について」の「ア 第7期埼玉県障害者支援計画の概要について」の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

説明させていただきます。お手元に資料1をご用意ください。資料1は「第7期埼玉県障害者支援計画(令和6～8年度)の概要」になります。順に説明させていただきます。

まず大きな項目「1 策定作業」について。すでに実施済みの事項も含め、このような作業を今後進めていきます。このうち、「(3) 障害者団体へのヒアリングによる意見照会」については、冒頭の挨拶にもありましたとおり、8月末に実施いたしました。続いて「(4) 市町村へのサービス見込量調査」については、今月末と年明け1月に行なう予定です。その下「(5) 庁内関係課への県の取組調査」については、すでに8月に第1回を実施しております。現行計画からの修正意見などを、庁内関係課からすでに回答を得ているところです。さらに、ほぼ全ての施策案が出そろった10月の第2回ワーキングチームの終了後に、第2回目の照会を行ないます。こちらは、施策案に対する実現可能性を含めた庁内関係課への意見照会になる予定です。最終的な計画案をまとめた後、「(6) 県民コメント」を実

施します。これは、来年1月頃の実施を予定しています。

続いて大きな項目「2 計画への反映事項」について。資料では(1)から(6)まで挙げています。このうち、(1)から(3)までは、今回の第2回協議会の議題とさせていただきます。

次「(4) 埼玉県聴覚障害児支援協議会からの意見を反映」については、国の難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づいて、難聴児の早期発見・早期療育を推進するための計画を第7期障害者支援計画に位置付けることとされています。県では聴覚障害児への支援のために、埼玉県聴覚障害児支援協議会を設置しており、10月24日に難聴児支援に関する計画をとりまとめていく予定です。つきましては、11月の第3回推進協議会で県の聴覚障害児支援協議会からの提案内容を示したいと考えております。その点、委員の皆様におかれましては、あらかじめご了承いただけるよう、よろしくお願いいたします。

続きまして「(5) 国基本方針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)の反映」について。国基本指針といいますのは、地方公共団体が障害福祉計画などを作る際の方針、ガイドラインとなります。現行指針からの変更点についても、第7期計画に反映する考えです。

続きまして、裏面の2ページをご覧ください。「(6) 障害者等に関する制度改正を反映」について。現行の第6期計画策定以降に行なわれた新しい法律の制定や改正なども計画に反映させていただきます。(5)と(6)については、10月の第2回ワーキングチームでお示しする予定であります。

資料の最後「3 構成(案)」、「4 骨子(案)」については、この後の議事で説明させていただきます。資料1の説明については、以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今、令和6年度から8年度までの第7期計画の概要について、資料1の説明がありました。ただ今の部分について、何か確認等ありますか。

～意見なし～

(佐藤会長)

では「イ 第7期埼玉県障害者支援計画の構成(案)について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料2をお手元にご用意ください。これは、「第7期埼玉県障害者支援計画の構成(案)」になります。障害者支援計画の目次をイメージしていただければと思います。その目次の中で現行の第6期計画をベースとして、変更が予定されている部分を太字ゴシックで記載しています。

資料右側にいろいろと吹き出しも加えており、具体的に何が修正されるのか、何が付け加えられるのか、案を吹き出しで示している形になります。先ほど説明させていただきました重点課題を含むワーキングチームからの意見、そして団体ヒアリングにおける意見、手話懇話会及び聴覚障害児支援協議会の意見、国の基本方針などを反映させていくこととなります。

4ページの第8章をご覧ください。現行の第6期計画の計画期間である令和3年度、令和4年度にワーキングで委員の皆様に議論していただいた検討課題のまとめ、つまり重点課題のベースとなっている資料を、もれなくここに提言として盛り込む考えです。これについては、従前から説明しているとおりです。現行の第6期計画に掲載されている提言と同様です。

雑駁な説明ではありますが、資料2について説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明がありましたが、この関係で質問、ご意見ありましたら、よろしくお願いいたします。これまでの皆様の意見及び前任の委員の方のご意見等も含めるとともに、ヒアリング等を踏まえながら整理していくというところです。

(松本委員)

今、構成の説明をいただきました。「3 障害者等に関する制度改革等」の一番最後(8)に国連からの総括所見が載っています。これは、総括所見として出されたものをそのまま載せるのか、ある程度県として意見をまとめたものをそこに載せていくのか、どういう内容になる予定でしょうか。

(佐藤会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

お答えいたします。これは総括所見の概要を載せるということで検討しております。

(松本委員)

はい、わかりました。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

～意見なし～

(佐藤会長)

ありがとうございます。では説明の内容、今の確認を踏まえて進めさせていただきます。続きまして「ウ 第7期埼玉県障害者支援計画の骨子(案)について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料3をご覧ください。こちらは7月の第1回目のワーキングで、皆様に一度お見せしている計画の骨子(素案)について、ワーキングの際にいただいたご意見を反映させたものになります。項目「I 計画の趣旨」から項目「VI 施策の体系」までで構成されています。ワーキングの際に説明させていただいたとおり、これを基本として今後、計画案の

作成に入る手順となります。

この資料3について、2点ほど補足させていただきます。まず1点目です。資料3の2ページから3ページにかけて、項目「IV 現状」の部分になります。「1 県内の障害者手帳所持者数」について、ワーキングでのご指摘を踏まえ、欄外に「重複所持者あり」と記載を加えました。また「2 発達障害児、高次脳機能障害者及び難病患者数」についても、欄外に「障害者手帳所持者を含む」と記載しました。これとあわせ、「3 本県の障害者数」については、「延べ数は約48万2千人である」と記述を修正させていただいています。

補足の2点目です。4ページから5ページにかけて、「V 課題」と書かれているページです。このうち「4 共に育ち共に学ぶ教育の推進」の記述について、Bチームでご意見を頂戴しておりました。この部分の記述については、県の教育施策の方針もありますので、今後教育局とも確認調整のうえ、修正を行なう予定です。

資料3の説明は以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ただ今、骨子(案)ということで、これまでの検討を踏まえながら整理されたものについて説明がありました。これについて、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

(植村委員)

計画の趣旨のところでは、障害者差別解消法、障害者総合支援法と国内法が先に書かれていて、後になって国際条約である障害者権利条約と書かれています。この辺は、順番の意図などあったのでしょうか。

(事務局)

特に意図があってということではありません。

(植村委員)

国際条約である障害者権利条約の次に国内法があった方が理解しやすいのかなと、個人的に思ったものですから、意見をさせていただきました。それと、先ほどの計画の構成の(3)の1から8の順番をそのまま計画の趣旨へ置いたのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

特に意図はないので、その順と同じなってくると思います。

(植村委員)

国際条約が最初に来た方がいいのかなと思います。

(羽生田委員)

今の植村さんの意見に賛成です。憲法があり国際法があって国内法があるという順番の方が良いと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他の方も今のご意見に対して、ご異論があるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

(川津委員)

4 ページについてです。2 番目。2 行目に書かれている内容で「情報の十分な取得利用（アクセシビリティ）や円滑な意思疎通」と続いてわかりづらいです。例えば、「※」を記載した上で、その下に説明があればわかりやすいのかと思います。カッコが続くと読みづらいと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。先ほどの並びをどうするかのご発言ではなく、新たなご質問でした。先に言っていただきましたので、今の点について事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(遅塚委員)

並びの関係についての話です。ご指摘のとおり、確かに条約の方が国内法より優先というところで先に書いてはいかがか、というその意見はそのとおりだと思います。しかし、今回述べられているのは、条約そのものではなく総括所見についてです。必ずしも国内法より記述を優先するかどうか、もう少し解釈部分が含まれているのではないかな、という気がします。特に反対意見というものではありませんが、その点は一応ご指摘させていただきたいです。

(佐藤会長)

ありがとうございました。そういう意味では、遅塚委員の発言は、この並びのままでも支障はないのではないかという意見として受け止められます。それを踏まえてご発言いただいた植村委員さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(植村委員)

はい。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。それでは現状のとおり進めることとします。あと、先ほど意見がありました部分について、記述の仕方は事務局で再考いただき、次回に整理したものを提出していただくことでよろしいでしょうか。

(松本委員)

言葉と概念の整理がどうかと思う部分があります。先ほどの現状の説明の中にあった、本県の障害者数に関する部分です。ここでは手帳の所持者と難病と発達障害児及び高次脳機能障害者の合計が48万2千人。ここで言っている障害者は子どもも含んでいるということですよね。そうすると4ページ、ここでまた障害者の就労支援。おそらくこれは成人

だと思えます。この辺、深く考えないとそういうものかと読めてしまいますが、ここの整理がどうかということ。

それと毎回こんなことを言っているのですが、「障害者が地域で自立した生活が送れるよう就労支援」というくだりがあります。ここでいう「地域」というのは、何を指しているのか、まず説明をお願いしたいのと、「自立した生活が送れるよう就労支援」と言ったとき、就労していない人は自立していないのかとわかりづらくなってしまいます。

例えば、この本文で述べている自立した生活というのはこういうことです、という概念規定がないと、どうなのかなと思って見ていました。可能なご説明があればお願いします。

(事務局)

就労に関する部分で記載しておりますので、結局は経済的に自立した生活という意味合いになります。この辺は少し整理する必要があるかと思えます。

(佐藤会長)

「地域」とは何を指すのかの部分についてはどうでしょうか。障害のある方には社会参加など、いろいろな形の地域への関わりもあります。そこを「働く」という枠組みの自立だけでとらえるのではなく、と松本委員がおっしゃっていました。

(松本委員)

すみません。質問しておいてなんですが、全体的に「地域」という言葉がブームのように使われてしまうので、少しここはきちんと整理したほうがわかりやすくなるかなと思います。使いたくなる言葉だということはよくわかるのですが。

また、今ご説明があったように「経済的に」と付いた方が、文章としてはとてもわかりやすくなるのかなと思って聞きました。

(佐藤会長)

ありがとうございます。第6期計画でも「自立した地域生活の実現」と、こうしたことについて基本的な視点で整理されています。その部分を整理する際に、今のご質問を受けて、どのように記述するかを示していただく必要があります。松本委員、そういうところで配慮するというので、よろしいでしょうか。事務局は、その点について、今の確認したところを整理して記すようにお願いいたします。

(遅塚委員)

ここで確認すべきことかどうかわからないのですが、先ほどの課題の4番に関する説明の中で、教育についてBチームから意見を出させていただいた部分について教育局と調整中であるご説明がありました。よろしく願いいたします。

それと、今回提出されている下重委員からの追加意見についても、まったく同じ4番についてのご意見です。下重委員さんの追加意見についても併せて教育局と調整していただけるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。下重委員からいただいた意見も併せて、ということです。

(佐藤会長)

では5ページの4について、県の教育局との調整、ならびに下重委員さんが本日提出された、同じ部分に関する意見についても調整いただくということをお願いします。また、それを踏まえた整理を示す形で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。

(山中委員)

先ほどご指摘のあった3番の障害者の就労支援について、「経済的に自立した生活」ということで、就労支援の項目としてはそれでよりはっきりすると思うのですが、その上の「2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」には「障害者が地域の中で共に安心して暮らしていけるように」とあります。この部分は、ある程度の就労によるものではない経済的な自立、例えば障害年金と生活保護で1人で暮らしていけるような、そうした自立の形もあると思います。ここにもそういった意味での「自立」という言葉を入れていただけると、家族から独立して自分で支援を受けながら、そこで1人で暮らせるということになります。そういう自立のあり方もあるかと思えます。なので、そのあたりも2番に入れていただけないかなと思って、申し上げました。

(佐藤会長)

ありがとうございます。先ほどの地域と自立のとらえ方の部分に加えてのご指摘だと思います。その点を計画の中に記すときに、はじめの部分の基本的な視点での整理と、それを踏まえての骨子(案)を示す際に、それがきちんと反映されていて、読む方に理解してもらうことが必要だと思います。その点を踏まえながら、事務局で骨子(案)、全体の構成の部分で、今の地域と自立に対するとらえ方の整理をして、県民にわかりやすく伝えられるようにしていただくということで、よろしいでしょうか。

あと、事務局の整理のところで何か必要があれば、10月の各ワーキングのところで確認をしていただくこともあるかもしれませんが、そういう形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

他、骨子(案)について何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

～意見なし～

(佐藤会長)

では、「エ 第1回ワーキングチームの結果を踏まえた施策(案)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

「エ 第1回ワーキングチームの結果を踏まえた施策(案)について」を説明する前に、事務局から1つお願いがあります。これから委員の皆様には、第1回ワーキングチームにおける重点課題の検討を踏まえた施策案である資料4、そして委員からご提案いただいた施策案の資料4-2、団体ヒアリングにおける意見を踏まえた施策案の資料7、手話環境施策推進懇話会から提案された施策案である資料9、これらをご協議いただきます。

本日お示しする施策案は全部で56項目に及びます。そのため、本日2時間という限られた時間の中、ご意見がなかなかまとまらない項目も出てくる可能性があります。その場

合には、事務局より明日以降、各委員からのご意見を改めて確認、整理させていただいた上で、第2回ワーキングチームにおいて協議いただくことにしたいと思います。詳しくは、本日の次第最後の「3 その他 今後のスケジュールについて」で改めて説明、確認したいと思います。

ではまず、資料4、4-2、5、6の4点の資料の説明をさせていただきます。

まず資料5について。これは7月の第1回ワーキングにおいて資料とさせていただいたものです。またワーキングの際、どのような意見があったかわかるように、「資料6 ワーキングの会議メモ」を付けさせていただきました。これらのワーキングの意見をもとに、計画に盛り込む施策をまとめたものが、資料4、4-2となります。

まず資料4について見方を説明します。資料4は昨年度までのワーキングで検討された重点課題に基づく施策案となります。全部で38項目あります。資料の右側に課題を提出したワーキングチーム名、その右隣りに施策番号、その隣に施策内容とあります。施策番号に数字が入っているものは、検討の結果、現行計画に修正加筆を加えているもの、または結果的に現行施策から変更がないものになります。重点課題に対して現行計画にすでに対応する施策が掲載済みとなっているものもあります。そして、施策番号に新規と入っているものが、現行計画にはない新たな施策案となります。

続いて資料4-2について説明します。昨年度までのワーキングから引き継がれた重点課題以外にも、今年度に入って新しい委員の方から意見がいくつか提出されています。7月のワーキングチームにおける重点課題以外の新しい意見について内容を検討させていただき、この資料に5項目を挙げさせていただきました。施策に対応して委員の方のお名前、いただいたご意見を記載しています。

資料の説明は以上です。先ほど説明させていただいた通り、10月の第2回ワーキングチームの終了後、ワーキングチームの意見に基づく施策案以外の施策とあわせて、庁内担当課に確認させていただく予定です。できるだけ原案どおり進めたいと考えていますが、一部修正させていただくこともあります。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今、ワーキングチームにおける協議の経過を踏まえた施策案について、事務局より資料の確認含め、説明がありました。こちらについて質問、ご意見ありましたら挙手をお願いします。

(荒井委員)

まず私が提出したコメントをたくさん反映いただきまして、本当にありがとうございました。私は、昨年度末に行なわれた国の第5次障害者基本計画のパブリックコメントを有志で提出し、それに対して示された国の考え方を理解した上で、今回コメントをまとめさせていただきました。このことについて、本委員会と埼玉県の皆様方にはどうかご理解いただければ、大変ありがたく思います。

その上で、3点発言したいと思います。

まず1点目。資料4-2 No. 1 バリアフリー整備のところ。こちら、JIS規格は規格であって、法令とは性格が異なります。また、JISのS0026というトイレの水洗ボタンの形状、位置を示す規格について、これの適用範囲は、一般トイレと多目的トイレの両方です。すべての障害者が障害者対応のトイレを利用するわけではありません。それを踏まえたうえでの、この規格なのです。そのために、まず、法令とは別に規格と明記し、

J I S規格の適用範囲通りに計画を修正いただきたいのです。それが可能かどうかを、お伺いしたいです。

2点目。視覚障害者の一般事務職は視覚障害者の職域ということ、ワーキンググループでも申し上げました。職業訓練について提案が盛り込まれなかった件についてお尋ねします。第5次障害者基本計画の9-(4)-1の「採用後に障害者となった者についても必要な職業訓練の機会の確保等円滑な職場復帰や、雇用の安定のための施策を講ずる」と書いてあります。また、パブリックコメントでも国の考え方のところでも、「視覚障害を含めた障害者に対して、各地域で職業訓練機会を提供できるよう、民間教育訓練機関等の訓練委託先の確保や行政機関との連携に努めてまいります」「また、今年度から、民間企業や地方公共団体における、中途障害者の雇用継続に関する合理的配慮事例を特に留意し収集を行い、周知等を行っていくこととしています」とあります。お伺いしたいのは、これらの国のコメントに対する埼玉県のご見解と、今回の計画案ではどこに反映される予定なのかを教えてくださいと助かります。

最後です。計画の中の視覚障害のところ、視覚障害の多数を占めるロービジョン者と中途視覚障害者を位置付けるという提案が盛り込まれなかったのですが、その理由と、もし可能であればどうしてかのエビデンスも一緒に教えていただけるとありがたいです。

以上3点です。よろしく申し上げます。

(佐藤会長)

では冒頭確認したように、詳細な部分はワーキングで検討いただく面もあるかと思いますが、今、全体の部分での確認もありましたので、今の3点について、県の見解を事務局より申し上げます。

(事務局)

荒井委員のご質問にお答えします。

まずJ I S規格について。こちら、資料4-2の1で、確かに関係法令となっています。バリアフリー法、あるいはこれに準拠する県の基準において、J I S規格について示しております。資料4-2のNo. 1で示している内容で、J I S規格も包含しているという考えです。

次、2の職業訓練について。現行の計画、具体的に言いますと、施策番号192や193で反映しているという考えです。個別の障害に特化した表現を、施策にどこまで丁寧に盛り込めるかは検討する必要があるのかなと思いますが、一応現行の施策にすでに盛り込まれているという判断です。

それから3番目の計画の視覚障害者の中に多数を占めるロービジョン、中途視覚障害者を位置付けるということについて。2番目のお答えと同様の考え方になりますが、現行の計画、視覚障害者に関する施策はいくつかあります。この施策の中に含んでいるということになります。やはりこれらも個別の障害に特化した表現を、施策にどこまで盛り込めるか検討する必要があるかと思っています。

(佐藤会長)

はい、ありがとうございます。荒井委員さん、いかがでしょうか。

(荒井委員)

わかりました。1番で私が申し上げたトイレのJ I S規格の適用範囲については、恐れ入りますが担当課とご調整いただき、一般トイレも多目的トイレもきちんと両方に適用いただくようしていただくことは、可能でしょうか。

(事務局)

はい。こちらについては可能というお答えになるのですが、すでに県の基準の中に示しておりますので、可能なことなのかと思います。

(佐藤会長)

荒井委員さん、個別のやりとりになってしまうと、冒頭申し上げたようにワーキングで少し整理をしていただくと事務局より説明がありました。先ほどの県の見解を踏まえた部分について、ワーキングの時までにこれは必要ではないか、というものがあればお知らせいただいてもよろしいでしょうか。

(荒井委員)

そうですね。それであれば、やはり職業訓練の部分についてはBチームで少しお話をさせていたきたいと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今、荒井委員さんから提案された部分については、ワーキングのBチームで職業訓練の部分についてももう少し検討していただきたいとのことでした。その点を含めていただければと思います。他の委員からは何かありますか。

(下重委員)

「ユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します」と書いてありますが、あまりユニバーサルデザインタクシーは走っていません。運転手さんに聞くと、「やはり人手不足なんでしょうね」という声があります。また、乗車のためにスロープを出す必要がありますが、狭いところでは「ここは狭いから乗れません」と言って断られてしまいます。市町村によって状況は異なると思うのですが、ユニバーサルデザインタクシーの導入ではなく、乗れるような支援をしてください、と計画に記載いたしたいです。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ユニバーサルデザインタクシーはすでにいろいろなところで導入されていますが、運転手さんの理解によって、ここでは乗せられないとか、個人差も出たりするというお話がありました。意見としては、資料には「導入支援をします」と記述をされていますが、導入はすでにされてきているので、当事者の方たちがいかに普通にスムーズに乗れるような、乗車支援の推進をしてほしいという意見でした。それについても、検討、整理していただければと思います。

(佐藤会長)

他、いかがでしょうか。

前任の委員からの意見に加え、新たな委員からもご意見いただき、それを踏まえて整理

しているところです。この場では十分な議論ができないので、細かい部分についてはワーキングでもう一度協議いただきますが、そこに向けて何か確認しておきたいことがありましたら、ご発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

～意見なし～

はい。ありがとうございます。では、今回出た意見も踏まえながら、今後ワーキングチームで取り組んでいただくものと整理させていただき、委員の皆さんのご了解をいただけたという理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、少し換気タイムに入ります。コロナがまた増えてきていますので、5分程度休憩を入れて換気をしたいと思います。

～休憩～

(佐藤会長)

委員会を再開させていただいてよろしいでしょうか。

後ほど事務局から説明がありますが、今回の会議は時間が限られていることもあり、細かな協議については時間内で十分対応できないことがあります。今月中に委員の皆様からの意見を集約して内容を整理し、それを踏まえてワーキングで必要な確認を行い、それを計画へ反映させていくことになっています。その点をご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

では引き続き、「オ 障害者団体からのヒアリングを踏まえた施策（案）について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「障害者団体からのヒアリングを踏まえた施策（案）について」説明します。資料7と資料8をご用意ください。

まず資料8について。7月に県内の20の障害者団体から支援計画についてのヒアリングを行ない、その意見をまとめたものです。各ワーキングチームで取り扱う施策分野ごとに、現状と課題等について意見が出されています。そして団体からいただいた意見を踏まえ、新たに計画に盛り込むべき施策としてまとめたものが、資料7になります。

一番右の欄が団体からの意見です。右から3番目の欄がそれに対する施策案となっていて、全て新規の施策となります。資料8でご覧いただいたとおり、団体からは多くの意見をいただきました。それぞれ大変貴重なご意見ではありますが、施策の実現性などの観点から7項目とさせていただきます。なお、団体からは資料4、ワーキングチームからの重点課題と同様の趣旨の施策案をいただいています。その場合は、資料7では「重点課題と同じ」と掲載しています。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今の説明についてご質問、ご意見ありましたら、挙手をお願いします。

(松本委員)

資料7がまとめた形ですとの説明でした。No.3の「重度障害者の地域移行を進めるため」という部分で、障害の重い人のグループホームだとそうだろうと思いながら、実は重度障害者は人によってイメージと実体がずいぶん違うはずなのです。この辺の整理をどこかできちんとしていかないと、本来入所施設の機能が必要な人まで流されて、ホームに追いやられてしまうのかなという心配もあります。この辺の作業は、ワーキングチームなのかどこなのか私はわかりません。ある程度しっかり整理をされたほうがいいと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

障害者支援課施設整備担当の千葉と申します。

お話のとおり、重度障害者であると言うために何か1つだけの定義があるわけではなく、複数の要因により重度という定義となると考えております。また、グループホームと入所施設のお話がありましたが、埼玉県としては現在のところ、国の方針で地域移行が可能な方については、受け皿としての重度障害者対応のグループホームが必要であるということと同時に、グループホームでは対応できない強度行動障害の方などについて、入所施設で対応が必要な方については施設整備も並行して進めていくという立場をとっています。そのような形で、入所施設が必要な方への対応をさせていただいている状況です。

(佐藤会長)

松本委員さん、いかがでしょうか。

(松本委員)

ありがとうございます。そのようにお願いしたいと思います。

経験的にもう1つの視点があります。障害の重い軽いとは別に、支援が難しいという方がいます。そうした方の支援をどうするのかは、なかなか文字にしづらいです。人格障害、愛着のところで崩れのある方、虐待を受けて育ってきて成人期を迎えた方などがそこに当たると思います。こういう実態の方が、実は居場所がどこにもないということも現実にあります。ここもやはり検討課題になるかなと思っています。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他、委員の方、いかがでしょうか。

(荒井委員)

すごく素朴な質問ですが、よろしいでしょうか。

障害団体のヒアリングの団体名を拝見しますと、聴覚障害者の場合は聴覚障害者協会と中途失聴・難聴者協会という2つの団体からのヒアリングがありますが、視覚障害者にはロービジョンの団体からのヒアリングがないのですね。これは単に、ロービジョンの団体が埼玉県に登録がないという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

団体ヒアリングの対象団体は20団体あります。内訳は基本的に埼玉県障害者施策推進協議会の構成団体、加えて毎年夏に翌年度の予算要望をいただいて話し合いをしている団体の合計20団体となっています。計画策定の都度、3年に1度ヒアリングを実施させていただき、毎回同じ団体からヒアリングさせていただいているところです。視覚障害者の団体については、今、荒井委員からご指摘いただいた2つの団体から計画策定の度にヒアリングさせていただいているところです。(事務局修正：視覚障害者団体3団体が正しい。)

(荒井委員)

では、やはり登録がないという理解でよいのですね。

(事務局)

はい。登録ということではなく、いわゆる慣例でこの20団体となっています。

(荒井委員)

わかりました。

(下重委員)

今、本当に困っているのが、ヘルパー不足の問題です。本当に障害者の生活が厳しくなっています。地域で自立をしたい人はいっぱいいると思うのです。私たちの団体でもグループホームを出たいと言っている人が何人かいます。本当はヘルパーなどの支援者がいっぱいいて、本当に希望した生活ができればいいなと思っています。これはBチームでも出た話ですが、聞き足りないと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。障害福祉に従事する人材不足という指摘であるかと思います。事務局のほうで、今のご発言の部分で何かありますか。

(事務局)

本日配布している資料の中で、資料6、すぐに出てくる委員の方については、お手元にご用意ください。ワーキングチームの会議録です。資料6の24ページをご覧ください。

下重委員ご指摘のとおり、遅塚委員が人材不足について触れている内容があります。相談支援事業の職員が不足している内容の話から始まり、それ以外にも施設や事業所のスタッフも含めた障害福祉全体の人材確保が課題になっている、そのような内容のやりとりが記載されています。

また、現行の計画においては、福祉を支える人材の確保、人材の育成、研修の充実といった施策を、45ページに掲載しております。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今の下重委員のご発言を受けて、現行計画の中で整理されている部分と、ワーキングのBチームでも意見が出されていたという面もあります。第7期計画において、どのように文言を整理するか、今のご発言も生かしてご検討いただくということで、よろしいでしょうか。

(川津委員)

川津です。資料8です。各団体とのやりとりの回答があります。資料7の中に各団体にヒアリングをして、新規施策という形で書かれています。県としては十分承知していただいていると思いますが、各団体それぞれの意見に関して、例えば聞こえない団体、埼玉県聴覚障害者協会の意思疎通支援について、手話通訳者と要約筆記者の人材確保等について苦悩していると書かれています。情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策について、第13条に意思疎通支援の人材確保、養成がはっきり謳われています。実際に足りない状況の中で、この新規に入っていないことを非常に残念に思っています。計画に修正を加え、補足することをぜひ検討していただきたいと思います。聞こえない団体だけに限る話ではないのですが、非常に大切なものです。新規とまではいなくても、現行計画等で足りない、補足が必要なことに対して、きちんとそのあたりも入れていただきたいと思います。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

はい。現行の計画で具体的に言うと53ページあたりだと思います。こちらの施策の文言を検討させていただきます。

(佐藤会長)

他、委員の方、ありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

～意見なし～

(佐藤会長)

では、「カ 埼玉県手話環境施策推進懇話会から提案された施策（案）について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

埼玉県手話環境施策推進懇話会から提案された施策（案）について説明いたします。資料9、参考資料1、2をご用意ください。参考資料1は手話言語条例です。手話言語条例におきまして、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を障害者支援計画に定めるとされています。この規定を受けまして、埼玉県手話環境施策推進懇話会から提案があったものを、資料9にまとめています。

6月にこの懇話会を開催しました。そこで県の計画へ新たに盛り込むべきとされた施策案が資料9です。現行の第6期計画にある施策への追加修正が5項目、新たな施策が1項目、あわせて6項目となっています。以上です。よろしくお願いたします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。こちらについて、ご質問、ご意見ありましたら挙手をお願いします。

(川津委員)

埼玉県聴覚障害者協会の川津です。特に反対ということではなく、賛成なのですが、1つお願いがあります。国連で障害者権利条約がありまして、手話は言語であると明記されています。毎年9月23日に手話言語国際デーということで、はっきり示されています。そのことがこちらには記載されていませんでしたので、手話言語の国際デーということで、今後、県としても手話言語の啓発をするためにぜひ大切なものとなりますので、イベント等を開催することや、手話言語の理解、普及活動等、はっきり追加、明記していただきたいと思います。

(事務局)

この記載方法等も含め、検討させていただきたいと思います。

補足ですが、今年9月23日の手話言語の国際デーに合わせて、ブルーライトアップ等々を実施すると、先日記者発表をさせていただいたところです。補足でした。

(佐藤会長)

他に意見ありますでしょうか。

～意見なし～

(佐藤会長)

議事について(1)アからカについて確認させていただきました。いただいたご意見を整理した上で、第7期計画を事務局で作成いただく形になります。

では次、議題「(2)彩の国いろどりライブラリー」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題「(2)彩の国いろどりライブラリー」について説明します。お手元に資料10、10-2、10-3の3点をご用意ください。

資料は3点ありますが、7月のワーキングのAチームで配布させていただいたものになります。資料の内容は大きくわけて3つの内容をまとめています。

1つめは、彩の国いろどりライブラリーの方針。方針といいますか目的について改めて整理しております。2つめが、課題の対応案です。現行第6期計画の2年半の期間でさまざまな課題が提起され、ワーキングチームでも議論がなされました。その結果を対応案としてお示ししております。最後、3つ目は、具体的なホームページの掲載内容について示しております。

本日は時間の関係上、これ以上の詳しい説明は差し控えますが、Aチームにおける協議でご協力いただいている、県社会福祉協議会、あったかウェルねっと、DET埼玉、これらの関係機関・団体との間で意見交換も進めております。

彩の国いろどりライブラリーの施策そのものについては、先ほど説明させていただいた資料4の施策番号11で記載しております。

(佐藤会長)

ありがとうございます。こちらについて、ご意見、ご質問がありましたら、委員の方、挙手をお願いします。

(東海林委員)

「ライブラリー」というのが一般的にわかりやすい表現なのかということです。図書館という意味で理解したのですが、中身を見るとどうも図書館でもなさそうだなと感じました。先ほどの骨子にも、「意思疎通(コミュニケーション)」「取得利用(アクセシビリティ)」とか、日本語で書いてある後にカッコでアクセシビリティやコミュニケーションと書いてあります。

確かにライブラリーというのは、一般化しているならば問題ないが、表現として「情報館」、カッコしてライブラリーとするなどの表現のほうが、皆さん理解しやすいのではないのでしょうか。

これに限らず、最近は何でも英語ばかりで表現しています。なぜ英語を使うかと聞くと「適当な日本語がない」ということが多々あります。しかし日本人であれば、ある程度こういった言葉にすればすぐわかる。わざわざネットでこれはどういう意味か、検索しなくてもいい。そのような表現にぜひ変えて欲しいと思います。

(佐藤会長)

この名称は、これまでの協議会で数年かけて揉んだ上で検討した結果のものであり、すでにこの提案をしていただいた委員の方は任期を終えられています。前任の委員の方もご承知いただいていると思いますので、変更なしとご理解ください。世界的な話をすれば、ヒューマンライブラリーという元になる取組があります。その提案をなさった委員の方は、そのヒューマンライブラリーのようなものを、障害のある人たちの情報として発信していくようなもので、いろいろな人材を示す形でやっていけないか、という提案がありました。それを推進していくためにAチームで協議をしていました。名称については、何度も揉んだ上で、最終的にワーキングチームで出た候補の中から選んだものを、全体の協議会でも認めていただいたものです。それまでは、ずっと仮称で協議しておりました。そういう意味では、ここに至るまでの前任委員の方たちの強い思いもあります。

補足的なものを加えたり、県民の方が見るときに少し工夫させていただくという言葉の理解の部分はあると思います。その辺をご理解いただけると、ありがたいです。

(東海林委員)

わかりました。ありがとうございます。

(佐藤会長)

事務局、今のような説明でよろしいでしょうか。事務局担当においても、前任者から数年にかかる取組だったので、補足があれば事務局からもお願いします。

(事務局)

今の佐藤会長からのご説明で、ほぼ網羅されています。ライブラリーというと図書館をイメージしてしまうので、そういうものよりも、というご意見をいただきました。ここでのライブラリーの意味は、まさに図書館の意味です。ヒューマンライブラリーという世界

規模の取組で、北歐が発祥のようです。このデータベースを図書館に見立て、その本棚に収められている1冊1冊の本を人に見立てる。その本を希望する方に貸し出していくというコンセプトが、ヒューマンライブラリーになります。そうした取組を埼玉でやってみたらどうか、というのが、この協議会における話の発端だと、前任から聞いております。そういう意味では図書館をイメージさせるライブラリーという言葉を使うことは、語弊はないと思っております。

(佐藤会長)

ありがとうございます。そういったいろいろな人の思いが言葉の中に乗っています。ただ、ヒューマンライブラリーというのは日本にもその学会があります。そこは現在、運営がどうなっているか未確認でもありましたので、その学会に入ると誤解をされるようなことになると、県が運営する取組としてはいかがなものか、という意見もありました。その趣旨は反映しつつも本県独自に実施していくものになります。この取組は県内の関係団体にご協力いただき実施しています。埼玉県社会福祉協議会が、福祉教育・ボランティア学習の研修をして900人以上の人材がいらっしゃいます。その研修修了生を中心に、あつたかウェルねっとという団体があり、現在もいろいろな学校で福祉教育を進めています。また、当事者の団体としてDETという団体があり、合理的配慮などを推進していくために講師活動をしているところもあります。そのような方に協力いただいて、埼玉県の障害福祉担当課が計画に基づいて進めるところで現在に至っています。そのあたり、ご理解、ご協力いただいて、現任の皆さんは進めていただければありがたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(小材委員)

埼玉県自閉症協会の小材です。すでに取り組んでいらっしゃる団体があるということですが、その中で発達障害についての取り組みがあるのかをお尋ねしたい。発達障害の場合は当事者が講師になると非常に危険です。何故なら1人1人状態像が異なりますし、その方のお話を聞いて、それが発達障害者の人たちだと思われると、誤解が生じ、大変なことになると思います。

説明はこれからあるのだと思いますが、講師のプロフィールシートもあります。講師になるとき、講師選定があるようですが、そのときに発達障害に長けている方をどのように選定されるのか教えてください。よろしく願いいたします。

(佐藤会長)

これについては、次のワーキングで協議する予定です。すでに1回目のワーキングでも、協力いただく予定の3団体からも、今おっしゃっていただいたような意見が出されています。それを2回目のワーキングで事務局にも事前整理していただいて、3団体とも調整しながら、その結果をワーキングの中で揉んで、どのような形で運営していくか進めるという確認をしています。

あと、あつたかウェルねっとの取組では、過去に発達障害の当事者でいらっしゃる主婦の方が学習をされ、自分の発達障害を理解してもらったプログラムなどを立てられました。その取組を研究者等がサポートしながら運営されていた実績があります。ただ、その方は他界されてしまったので、講師として登録されることはありませんが、今、小材委員さんがおっしゃったことを丁寧に対応していただくようにお話しています。

そこは事務局から、2回目のワーキングに向けて、3団体と協議していただきたいです。その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

はい、承知いたしました。確認は必ずいたします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。謝金の整理、交通費などいろいろな部分で県に整理していただき、次回の全体の協議会で報告できるよう、よろしくをお願いします。

こちらの件については、他に意見ありますでしょうか。

～意見なし～

< 4. その他 >

(佐藤会長)

では「3 その他 今後のスケジュール」となっています。事務局、よろしくをお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールについて、説明させていただきます。参考資料3をご覧ください。

まず、ワーキングチームの開催についてです。資料番号2にあるとおり、Aチームが10月17日火曜日、Bチームは10月19日木曜日、Cチームは10月23日月曜日となります。ワーキングチーム開催後、11月21日火曜日に第3回障害者施策推進協議会を開催します。

続きまして、今後の詳しい進め方について説明いたします。1枚めくっていただき、参考資料3-2をご覧ください。第3回施策推進協議会までのスケジュールをご覧ください。一番上、本日は第2回施策推進協議会でご協議いただきました。その中で、各委員からいただき、とりまとめに至らなかった修正意見については、先ほど佐藤会長からもお話いただいたとおり、今月29日までにメールにて事務局へ頂戴できればと考えています。この件については、明日、事務局より各委員さんへメールをさせていただきます。なお、各委員からの修正意見については、事務局から直接委員の皆様へ確認させていただくこともあります。ご協力をお願いいたします。

次、10月中旬のワーキングチームについてです。本日もご協議いただいた重点課題から盛り込む施策、委員からご提案いただいた施策、障害者団体からの施策及び手話懇話会からの施策ならびに県庁関係課からの新規施策、修正について、各チームで担当する施策案を協議決定していただきます。ワーキングチームで決定いただいた施策は10月下旬以降、庁内関係課で確認させていただきます。できるだけ、原案どおりに進めたいと考えていますが、一部修正させていただくこともあります。11月21日の第3回協議会では、これらの施策案と難聴児の早期発見・早期療育を推進するための施策につきまして、現行計画と同じ形でお示しの上、ご協議をいただきたいと考えています。

(佐藤会長)

今、事務局から確認がありました、その他について、何かご質問、ご意見ありますか。

～意見なし～

(佐藤会長)

ぜひ、十分に伝えられなかった点については、9月29日までにご連絡をいただければと思います。

それでは本日、皆様のご協力をいただき、滞りなく議事を進めることができました。どうもありがとうございました。では、事務局へお戻しします。

<3. 閉会>

(事務局)

はい、ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会いたします。委員の皆様、長時間、議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いたします。

令5和年9月19日

議長 佐藤 陽

議事録署名委員 羽生田 千草

議事録署名委員 田島 あづさ